

薬生食輸発0930第2号
令和4年9月30日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和4年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産未成熟えんどうのジニコナゾール及びプロピコナゾール)

標記については、令和4年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和4年9月27日付け薬生食輸発0927第3号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、地方自治体が実施した収去検査の結果、中国産スナップエンドウにおいて、残留農薬の基準に違反した事例があったことから、中国産未成熟えんどうのジニコナゾール及びプロピコナゾールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げることとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和4年 9月30日	中国	未成熟えんどう (さや用種及びス ナップエンドウと 称されるものに 限る。)及びその加 工品(簡易な加工 に限る。)	残留農薬(ジニコ ナゾール)	
			残留農薬(プロピ コナゾール)	